



# 情報ステーション

品目横断  
特集号  
No.4.2

N O R T H

**4月1日から受付スタート!**

品目横断的経営安定対策の加入申請について



加入申請は、お近くの北海道農政事務所地域課又は統計・情報センターの受付窓口で行ってください。JA等と受委託契約を締結した場合は、JA等を通じ申請することができます。

申請に必要な書類等は、北海道農政事務所地域課及び統計・情報センターのほか、市町村役場、JA等に置いてあります。また、農林水産省（本省及び北海道農政事務所）のホームページからも入手できます。

2007年5月

農林水産省北海道農政事務所

4月1日から受付スタート!

# 品目横断的経営安定対策の加入申請について

昨年秋（平成18年9～11月）に品目横断的経営安定対策の加入申請を行わなかった方で、19年産の米、春まき麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを作付ける方は、**4月2日～7月2日**までの間に加入申請を行ってください。

また、昨年秋に加入申請を行った方は収入減少影響緩和交付金に係る19年産の生産予定面積を申告してください。

## (1) 「品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書」(様式第5号-1) < A3 >

申請者連絡先、交付金の振込先口座、経営規模や作付計画等を記入し、申請を行ってください。

「品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書」(様式第5号-1)の記入の仕方については3ページをご覧ください。

添付する書類は、

「認定農業者」は「農業経営改善計画認定書」の写し及び「農業経営改善計画」の写し、

「特定農業法人」又は「特定農業団体」は「特定農用地利用規程認定書」の写し及び当該「特定農用地利用規定」の写し並びに構成員一覧表(特定農業団体のみ)

この他、対象農業者の要件を満たしていることを証明する書類として

「農地基本台帳」の写し(平成19年8月1日から9月30日に発行されたもの)

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」(様式第1号)

の提出が必要となりますが、資料の提出時期は、最も早い交付金の交付申請の時期(例えば、生産条件不利補正交付金の交付申請を行う方は平成19年9月30日まで)です。

## (2) 「収入減少影響緩和交付金積立申出書」(様式第14号) < A4 >

収入減少影響緩和交付金に係る積立金の積立てを行う申し出と、対象農産物の生産予定面積の申告を行ってください。

「収入減少影響緩和交付金積立申出書」(様式第14号)の記入の仕方については5ページをご覧ください。

## (3) 「生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書」(様式第7号) < A4 >

平成16年～平成18年の対象農産物の生産量を登録してください。

「生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書」(様式第7号)の記入の仕方については、「情報ステーションNORTH 品目横断特集号No.3.2」をご覧ください。

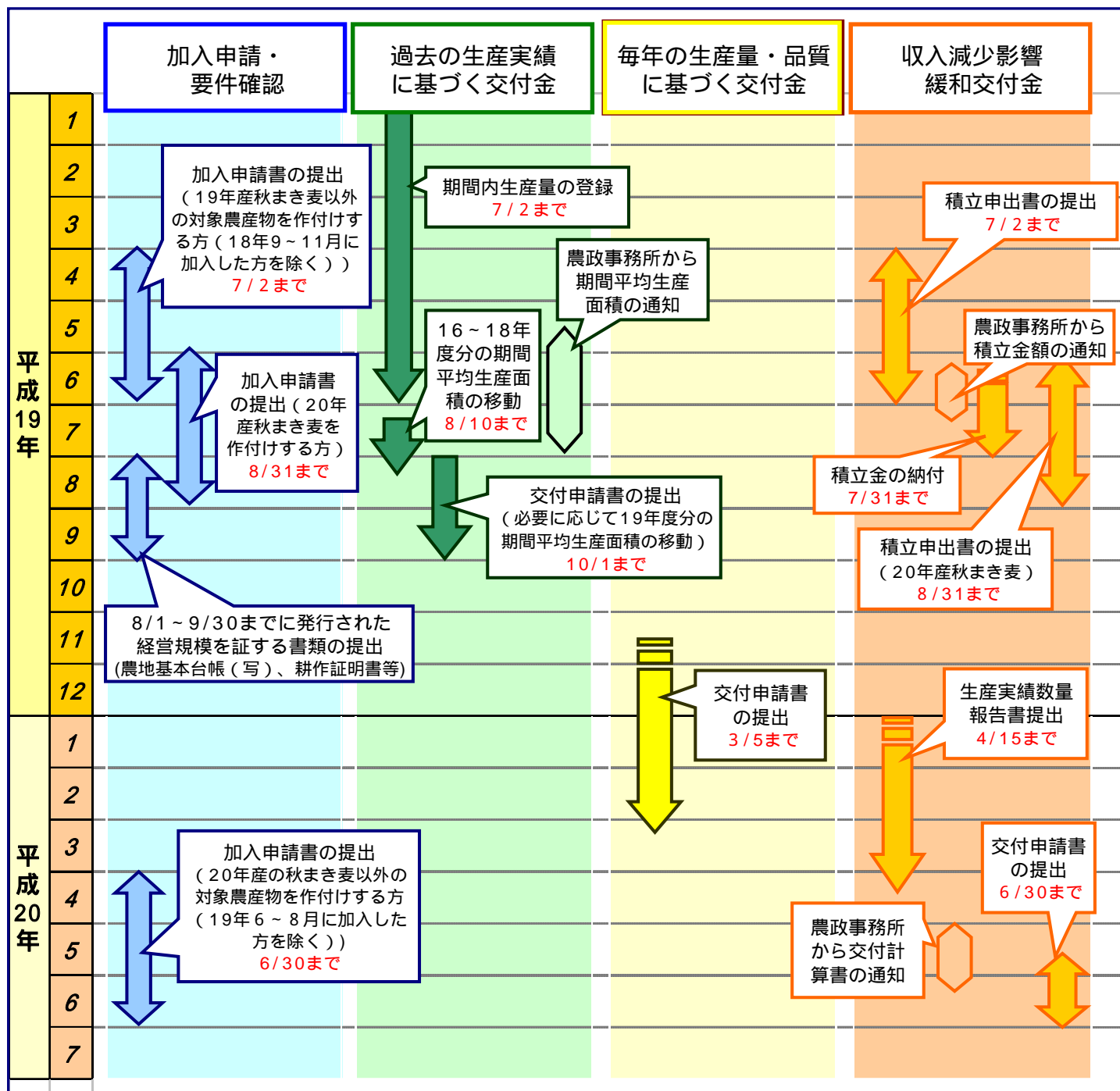
### 春期に加入申請や期間内生産量の登録をする方の主な提出書類

	19年産秋まき麦の作付がなく、秋期に加入しなかった方	19年産秋まき麦を作付しているが、秋期に加入しなかった方	秋期に加入した方
(1) 様式第5号-1	提出してください	提出してください	必要ありません (ただし加入申請書に変更がある場合は、再提出してください)
(2) 様式第14号	提出してください (ただし、収入減少影響緩和交付金の積立金の積立を行わない場合は、必要ありません)	必要ありません (提出できません)	提出してください (秋まき麦を含めた平成19年産のすべての対象農産物について申告してください)
(3) 様式第7号	提出してください	提出してください	提出してください

特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織については、この他にも提出する書類があります。また、経営規模に満たない方でも、いくつか特例が設けられており、対象となる場合があります。くわしくは、お近くの受付窓口(北海道農政事務所地域課又は統計・情報センター)におたずねください。

# 参 考

今後の手続きのスケジュールは、以下のとおりです。



注) 提出期日が土、日、休日の場合は、その翌開庁日まで受け付けます。

北海道農政事務所のホームページで、受付窓口の所在地の確認や申請書のダウンロードができます。  
<http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/suishin/keieiantei/>

# 品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書(様式第5号-1)の記入の仕方

認印で可。

別紙様式第5号-1  
平成19年度品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書

北海道農政事務所 殿

フリガナ 北海道農政事務所  
氏名 北海道農政事務所  
組織名称 北海道農政事務所  
フリガナ 代表者氏名  
氏名 ホッカイ ジロウ  
組織名称 北海 次郎  
代表者氏名は法人・組織のみ記入

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第4の1の規定に基づき、平成19年度に係る品目横断的経営安定対策に加入したいので、下記のとおり申請します。

**本申請書兼届出書に係る個人情報の取扱いについて**  
農林水産省は、本申請書兼届出書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務及び連絡のために利用し、積立金管理者へ積立金の管理に必要な情報を提供する。  
また、申請者又は届出者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、担い手育成総合支援協議会及び登録検査機関へ申請内容又は届出内容を確認するために提供する場合がある。  
その他、農業共済組合等から農業災害補償制度の加入者について本対策の対象農業者の要件を満たしていることの確認依頼があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構から砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付事務を適正に行うために必要となる情報の確認依頼があった場合又は地域水田農業推進協議会から稲作構造改革促進交付金の交付申請者について本対策の加入状況の確認依頼があった場合には、それぞれ必要となる情報を提供する。  
なお、本申請書兼届出書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したもとして取り扱う。

都道府県名 北海道 農政局・農政事務所名 北海道農政事務所 対策加入者管理コード

提出日を記入。  
加入申請年月日(必須) 19年4月27日 補正届出年月日 年 月 日

1. 申請者連絡先等(必須)

〒060-0004 (011) 642-xxxx FAX(011) 642-xxxx 申請者生年月日又は大正(昭和)平成  
組織等設立年月日 25年4月1日  
住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6 E-mail: hokkai\_jiro@xxx.xxx 農林水産省からの各種施策情報の配信  
可 不可

2. 振込先口座(必須)

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	種目
北海道農政 (銀行) 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金	000x	札幌支店	00x	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 通知 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 別段

口座番号 (桁数が7桁に満たない場合は、先頭から'0'を記入して7桁とする) 0 0 0 0 0 0 1  
口座名義 カナ ホッカイ ジロウ 漢字: 北海 次郎  
カナは、姓と名、又は法人の種類名と名称を、1文字分あけて記入。

3. 経営形態(必須) (該当するものにレ印を記入)

認定農業者(個人)  認定農業者(法人)(特定農業法人を含む)  特定農業団体  特定農業団体以外の農作業受託組織

4. 経営規模(必須)

経営面積	田 2		畑 2		3要件を満たす農作業受託面積 3		田・畑・農作業受託面積の合計	
	自作地(ア)	借入地(イ)	自作地(エ)	借入地(オ)	田(キ)	畑(ク)	(ウ)+(カ)+(ケ)	
	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m
			800.00					
		200.00			(うち1作業のみを再委託する面積)			1,000.00
小計(ア)+(イ)=(ウ)	a m		小計(エ)+(オ)=(カ)	a m	小計(キ)+(ク)=(ケ)	a m		
		1,000.00						

1: 記入時点における全ての経営面積を記入する。なお、当該年度に係る期間借地や3の農作業受託などを行っている又は行う予定がある面積も含めることができる。  
2: 特定農業団体又は特定農業団体以外の農作業受託組織にあっては、組織の構成員が権原を有する面積を記入(一元経理をしている面積に限る)。  
3: 農作業受託面積は、農地基本台帳の現況地目が「田」又は「畑」であって、かつ受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を自ら行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること、その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限る。

5. 平成19年度作付計画(必須)

作付予定面積	米		小麦		二条大麦		六条大麦	
	はだか麦	大豆	てん菜	ばれいしょ	その他	合計		
	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m
		100.00	300.00				100.00	1,000.00

具体的計画を有していない場合は、見込みの面積を記入。

提出前に、よくお読みください。

記入しないでください。

記入時点の面積を記入。(期間借地や3の農作業受託などを行う予定がある面積も含めることも可。)

作付予定のすべての農作物について記入。

経営規模10ha以上の  
方は記入不要

地域の特例基準（農  
政事務所等で縦覧）  
を参照の上、「地域  
名」、「地域の特例基  
準面積」を記入。  
認定農業者は、生  
産調整に応じた特例は  
ありません。

市町村基本構想で定  
めている目標所得を  
記入。

収入、所得、経営規  
模面積のうち、対象  
農作物が27%以上を  
占めているものい  
ずれか一つを選択して  
記入。

策加入申請書兼補正届出書

記入内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、  
訂正印を押してください。

平成19年産用

6. 規模要件の特例希望 希望する 希望しない

希望する場合はいずれか一つを選択し、レ印を記入  
 物理的制約  生産調整  所得 (  収入、  所得、  経営規模 )  特別な事情

特別な事情による特例を希望する場合は、実施要領別紙1の第1の2の(3)の手続きを別途行うこと。

物理的制約に応じた特例 (適用を希望する場合のみ記入)

地域名	地域の特例基準面積
札幌市	6.4 ha

生産調整に応じた特例 (適用を希望する場合のみ記入)

地域名	地域の特例基準面積
	ha

所得に応じた特例 (適用を希望する場合のみ記入)

市町村名	申請者の農業所得	1	選択項目
	円	ア. 農業収入	円(うち対象農産物 円)
	円	イ. 農業所得	円(うち対象農産物 円)
市町村基本構想の目標所得	2		
A. 主たる従事者 1人当たり	円	ウ. 経営規模面積	㎡(うち対象農産物 ㎡)
B. 1経営体当たり	円		

加入申請時に「提出資料」欄に掲載  
されている資料を提出してください。

法人にあつては、その法人の主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額、特定農業団体又は特定農業団体以外の農作業受託組織にあつては、認定農業者(個人)のうち1経営体当たりで本特例を申請する場  
合、別紙様式第5号-2を地方農政事務所長等  
従事者1人当たり又はB.1経営体当たり)を選択し を付ける(た

7. 提出資料(一覧)(必須)

経営形態	提出資料	申請者記入欄	経営形態	提出資料	申請者記入欄
認定農業者	農業経営改善計画認定書(写)及び 農業経営改善計画(写)	<input checked="" type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略	該当者のみ	当該農地について一元経理をしていることを 証する書類(様式第37号参考等)	<input type="checkbox"/> 提出した
特定農業法人	特定農用地利用規程認定書(写)及び 特定農用地利用規程(写)	<input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略		農作業等受委託契約書(3要件( )が明記さ れている農作業受託であること)(様式第38号 参考)	<input type="checkbox"/> 提出した
特定農業団体	特定農用地利用規程認定書(写)及び 特定農用地利用規程(写)	<input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略		受託農地に係る委託者の農地基本台帳(写)	<input type="checkbox"/> 提出した
	構成員一覧表	<input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略		再委託に関する申出書(様式第36号)	<input type="checkbox"/> 提出した
特定農業団体 以外の農作業 受託組織	農用地利用集積目標及び農業生産法人化計画の 達成に向けた取組状況報告書(様式第2号)	<input type="checkbox"/> 提出した	二毛作に関する証明書(様式第39号)	<input type="checkbox"/> 提出した	
	農用地利用集積目標計画書(様式第33号)及び農 用地を集積する地域の範囲を明記した地図	<input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略	8月1日以前に使用収益権の設定が終了した 場合における当該使用収益権を設定してい たことを証する書類	<input type="checkbox"/> 提出した	
	農業生産法人化計画書(様式第34号)	<input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略	生産調整特例 地域の生産調整面積の過半を受託すること を証する書類	<input type="checkbox"/> 提出した	
	定款又は規約(写)	<input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略	所得特例 農業所得の額を証する公的な書類(写)	<input type="checkbox"/> 提出した	
共通	経理の一元化を証する書類	<input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略	申請者のみ	対象農産物の収入、所得又は経営規模のい ずれかが、全体の農業収入、農業所得又は 経営規模の100分の27以上であることを証する書 類	<input type="checkbox"/> 提出した
	構成員一覧表	<input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出省略		書類の提出の省略は、2年目以降の加入申請において、既に提出した書類 の内容に変更がない場合に、「提出省略」欄にレ印を記入することでできる。	
	農用地利用集積目標及び農業生産法人化計画の 達成に向けた取組状況報告書(様式第2号)	<input type="checkbox"/> 提出した		受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を自ら行うこと、 その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること、その販 売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として 充当することを約したものの	
農地基本台帳(写)(特定農業団体又は 特定農業団体以外の農作業受託組織の 場合は構成員に係るもの)	<input type="checkbox"/> 提出した				
環境と調和のとれた農業生産の実施状況 に係る点検シート(様式第1号)	<input type="checkbox"/> 提出した				

最初の交付申請をす  
る際に提出。(今回  
は不要。)

8. 申請予定交付金記入欄(必須)(申請する交付金にレ印を記入)

生産条件不利補正交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 過去の生産実績に基づく交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 毎年の生産量・品質に基づく交付金	収入減少影響緩和交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 収入減少影響緩和交付金
---	--

交付を希望する交付  
金は「申請する」、  
交付を希望しない交  
付金は「申請しな  
い」にチェック。

「品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書」(様式第5号-1)は、平成19年3月30日付けで改正されました。  
昨年秋に加入申請をした方が補正届を行う場合は、改正後の様式で補正を行ってください。  
(補正届は補正する箇所だけでなく、すべての欄を記入してください。)

# 収入減少影響緩和交付金積立申出書（様式第14号）の記入の仕方

例：平成19年産秋まき麦も併せて再提出をする場合

別紙様式第14号

平成20年度収入減少影響緩和交付金積立申出書

平成19年4月27日

農林水産大臣 殿

住所 札幌市中央区北4条西17丁目1  
氏名 北海 三郎

対策加入者管理コード

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、平成20年度収入減少影響緩和交付金に係る積立金の積立てを行うことを申し出るとともに、平成20年度（平成19年産）における本交付金の対象農産物ごとの生産予定面積を併せて申告します。

記

対象農産物（地域等区分）	品種名	生産予定面積	
		a	m
秋期には種する小麦(市町村名)	ホクシン	1,000	00
米(市町村名・うるち米)	ななつぼし	1,000	00
米(市町村名・もち米)	はくちょうもち	500	00
大豆(市町村名・とよまさり)	トヨムスメ	500	00
てん菜(市町村名)	モリーノ	1,000	00
でん粉原料用ばれいしょ(市町村名)	コナフブキ	500	00

(注意事項)  
(1) 生産予定面積については、米穀、秋期には種する小麦、春期には種する小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜又数量を地方農政事務所等が別に示すに実際に作付ける面積を記入し、入額、交付前年度単位面積当たり収入額及び共済金相当額について地域等区分がされている場合は、その区分に応じて対象農産物ごとの生産予定面積を記入してください。

提出前に、「個人情報取扱いについて」をよくお読みください。

本申出書に係る個人情報の取扱いについて  
農林水産省は、本申出書の記載内容に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、収入減少影響緩和交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。  
また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。  
なお、本申出書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱う。

提出日を記入。

認印で可。

対策加入者管理コードを通知されていない場合は、記入しないでください。

平成19年産のすべての対象農産物について対象農産物（地域等区分）、品種名を記入してください。

対象農産物の一部のみを加入することはできません。

地域等区分については、市町村区分の他に、米は「うるち米」と「もち米」の区分、大豆は12銘柄の区分（その他銘柄を含む）が設定されています。

(ア)市町村区分については、対策加入者が認定農業者又は特定農業団体であるときには認定市町村を、農作業受託組織のときには適合区域所在市町村を記入してください。  
(イ)大豆の銘柄区分については、次ページを参照してください。

平成19年産秋まき麦を作付けた方で、昨年秋に秋まき麦について既に申し出された方も、地域等区分を行うため市町村名の申告が必要となりましたので、秋まき麦を含めた平成19年産のすべての対象農産物について記入をお願いします。

昨年秋(9～11月)に申告された秋まき麦の生産予定面積については、「平成19年産秋まき麦の生産予定数量を、地域等区分ごとの標準単収で除して得られる面積」に変更することができます。

米について、うるち米ともち米の両方を生産する場合は、それぞれ別の行に記入してください。うるち米かもち米の片方しか記入しなかった場合には、記入しなかった地域等区分に係る対象農産物の交付金は支払われません。大豆について、複数の銘柄を生産する場合も同様です。

てん菜及びでん粉原料用ばれいしょは、交付対象比率（見込）を乗じた生産予定面積を申出てください。

・てん菜の生産予定面積(19年産) = てん菜作付予定面積(19年産) × 0.946 (交付対象比率(19年見込))

・でん粉原料用ばれいしょの生産予定面積(19年産) =

でん粉原料用ばれいしょ作付予定面積(19年産) × 0.592 (交付対象比率(19年見込))

食用又は加工用ばれいしょの規格外品からでん粉の製造の用に供されることが予想されるものについても、収入減少影響緩和交付金積立申出書のでん粉原料用ばれいしょの生産予定面積に含めることができます。食用又は加工用ばれいしょの作付予定面積に、規格外品としてでん粉製造の用に供される見込みの割合を乗じて計算してください。

## 北海道における収入減少影響緩和交付金の地域等区分

対象農産物	地域区分 1	地域区分 2 (大豆の銘柄名等)
米	市町村	うるち米、もち米
秋期には種する小麦	市町村	-
春期には種する小麦	市町村	-
二条大麦	市町村	-
六条大麦	市町村	-
はだか麦	市町村	-
大豆	市町村	秋田、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、スズヒメ、スズマル、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒカリ、ユキシズカ、その他
てん菜	市町村	-
でん粉原料用ばれいしょ	市町村	-

## 平成19年産 産地品種銘柄

### 米

地域等区分	品種名				
うるち米	あきほ	彩	あやひめ	おぼろづき	きらら397
	大地の星	ななつぼし	はなぶさ	ふっくりんこ	ほしたろう
	ほしのゆめ	ほしまる	ゆきひかり	ゆきまる	その他
もち米	風の子もち	はくちょうもち			

### 大豆

地域等区分 (銘柄名)	品種名						
秋田	カリカチ	キタムスメ					
大袖の舞	大袖の舞						
大袖振	アサミドリ	吉岡大粒	早生緑				
音更大袖振	音更大袖振						
つるの子	白つるの子	ユウヅル					
ツルムスメ	ツルムスメ						
とよまさり	カリユタカ	トヨコマチ	トヨスズ	トヨハルカ	トヨホマレ	トヨムスメ	ユキホマレ
ハヤヒカリ	ハヤヒカリ						
スズヒメ	スズヒメ						
スズマル	スズマル						
ユキシズカ	ユキシズカ						
その他	ゆきぴりか	その他					

# ▶ 加入申請に関する Q&A

**Q** 平成18年11月30日を過ぎてから認定農業者になったのですが、収入減少影響緩和対策に加入できますか？

**A** 昨年11月30日を過ぎてから、本年6月30日までに認定農業者の認定を受けた方は、19年産の「過去の生産実績に基づく交付金」、秋まき麦を除いた品目（大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請及び秋まき麦を除いた品目（米、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）の「収入減少影響緩和交付金」に係る積立金の積立ての申し出及び交付申請を行うことができます。

**Q** 昨年秋から様式第5号が変わっていますが、新しい様式で出し直さなければなりませんか？

**A** 昨年秋に提出した加入申請をしていただいた方は、あらためて様式第5号 - 1を提出していただく必要はありません。

ただし、昨年秋の加入申請書を補正する場合や、新しく加入申請する方、次年度以降の加入申請では、新しい様式第5号 - 1で申請を行ってください。

**Q** 昨年秋に農業経営改善計画認定書（写）を提出しましたが、農業経営改善計画（写）も追加で提出する必要があるのですか？

**A** 提出する必要があります。

最初の交付申請（例えば、生産条件不利補正交付金の申請を行う方は平成19年9月30日）までに提出してください。

# 加入申請はお近くの受付窓口へ！

申請書類は、農政事務所の地域課、統計・情報センターのほか、市町村、JA等にも用意する予定です。北海道農政事務所のホームページからもダウンロードできます。

< 受付時間：9時～12時、13時～17時（土、日、休日を除く） 郵送でも受け付けします >

受付窓口	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
地域第一課	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北5-10	(011)863-6031	(011)863-6033
地域第二課	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138)26-7800	(0138)26-7744
地域第三課	047-0007	小樽市港町4番3号	(0134)23-2535	(0134)23-2532
地域第四課	070-0902	旭川市春光町3639番地2	(0166)51-4296	(0166)51-4222
地域第五課	085-0006	釧路市双葉町5番6号	(0154)23-4401	(0154)23-4403
地域第六課	080-0016	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	(0155)24-2401	(0155)24-2420
地域第七課	090-0017	北見市高砂町2番3号	(0157)23-4171	(0157)23-5358
地域第八課	068-0825	岩見沢市日の出町24番地9	(0126)22-3261	(0126)22-3263
地域第九課	053-0005	苫小牧市元中野町3丁目3番6号	(0144)32-5345	(0144)32-5347
地域第十課	095-0014	士別市東4条2丁目7番地2	(0165)22-3143	(0165)22-3145
地域第十一課	073-0024	滝川市東町1丁目1番9号	(0125)22-1511	(0125)22-1637
八雲統計・情報センター	049-3114	二海郡八雲町三杉町25-3	(0137)63-3383	(0137)63-3385
小樽統計・情報センター 倶知安庁舎	044-0011	虻田郡倶知安町南1条東3-1 倶知安地方合同庁舎	(0136)22-2313	(0136)22-6727
旭川統計・情報センター 富良野庁舎	076-0032	富良野市若松町4-12	(0167)22-2221	(0167)23-3584
中標津統計・情報センター	086-1042	標津郡中標津町東2条北3-10	(0153)72-2058	(0153)72-2054
音更統計・情報センター	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5	(0155)42-2062	(0155)42-3786
池田統計・情報センター	083-0034	中川郡池田町字利別本町153-2	(015)572-2239	(015)572-2349
網走統計・情報センター	093-0078	網走市北8条西5-2-8	(0152)43-2707	(0152)43-2759
遠軽統計・情報センター	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北4丁目2-1	(0158)42-2719	(0158)42-5249
苫小牧統計・情報センター 伊達庁舎	052-0021	伊達市末永町59-6 伊達地方合同庁舎	(0142)23-3409	(0142)23-1017
新ひだか統計・情報センター	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-3-1	(0146)42-0519	(0146)43-0945
稚内統計・情報センター	097-0001	稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎	(0162)33-1180	(0162)33-1181
名寄統計・情報センター	096-0015	名寄市西5条南10-2-92	(01654)2-2357	(01654)3-8743
滝川統計・情報センター 留萌庁舎	077-0048	留萌市大町3-37 留萌港湾合同庁舎	(0164)42-0582	(0164)42-2302

受付窓口の所在地（地図）は、北海道農政事務所HPでご案内しています

<http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/annaizu/index.html>

編集・発行 / 農林水産省北海道農政事務所（平成19年5月発行）

〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目 電話 011-642-5410 FAX 011-642-5509

ホームページ <http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/>